

「みえこどもの城」利用料金の減免について

三重県立みえこどもの城指定管理者
公益財団法人三重こどもわかもの育成財団

みえこどもの城は、三重県立の施設としてみえこどもの城条例第 17 条（平成元年三重県条例第 4 号）およびみえこどもの城利用料金免除要綱に基づき、県民の利用を促進し、県民の利益に供するため、施設利用にあたって、下記の減免措置を講ずるものとする。

記

1 利用料金の免除

利用料金免除

(1) 免除の対象者

- ①身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持する者
- ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持する者
- ③知的障がい者で公的機関が発行する療育手帳またはそれに代わる証明書を所持する者
- ④前各号に該当する者のうち、介護を要する者の介護者(対象者 1 人につき 1 人)
- ⑤教育課程に基づく教育活動として、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲・聾・特別支援学校の幼児・児童・生徒を引率して入館する当該学校の教職員
- ⑥児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する児童福祉施設の児童を引率して入館する当該施設の職員
- ⑦児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条 2 項 2 号に規定する障害児通所支援を行う事業所の児童を引率して入館する当該施設職員

(2) 申請の方法

- ①前もって免除を申請する場合は、該当する内容を担当者に告げ、当日提示が必要なものがあれば持参する。
団体申込みにかかわって免除を受ける場合は、「団体入館申込書」にある「利用料金免除申請書」に必要事項を記入し申し込む。
- ②利用当日に免除をうける場合は、エントランスで、免除に該当する内容を担当者に告げ、必要な書類等を提示する。（(1) ①②③④に該当する方は手帳でも可）

2 利用料金の団体割引

団体割引

- (1)「全天周映画」「プラネタリウム」を利用する有料利用者人員が 20 名以上の場合、利用料金の団体割引を適用します。
 - ・ 大人 320 円(400 円) 児童生徒等 160 円(200 円) 幼児 80 円(100 円)
- (2) 団体割引の申請
 - ①前もって利用の予約をし、送付された「団体入館申込書」に必要事項を記入し割引の申込みをする。担当者の確認後、利用当日、減額して支払う。

特別団体割引

(1) 上記施設の利用において、有料利用者人員数が 20 人未満であっても、下記の場合のみ、申請をすれば、特別に利用料金の団体割引を適用する。

- ① 三重県内の保育園が、保育指針にもとづく保育時間内に、保育活動として来館し、対象の施設を利用する場合
- ② 三重県内の幼稚園及び小・中学校において、教育課程にもとづく教育活動の時間内に、来館し、対象の施設を利用する場合（小学校 4 年生及び 6 年生が利用する「プラネタリウム学習番組」を含む）
- ③ 三重県児童館連絡協議会に加盟している児童館が、児童館の活動として、対象の施設を利用する場合
- ④ 三重県内の児童福祉施設の児童が、施設の活動として、対象の施設を利用する場合
- ⑤ 三重県内の障害児通所支援事業施設の児童が、施設の活動として、対象の施設を利用する場合

3 その他

(1) 上記利用料金免除及び団体割引について定めたもののほか、減免に必要な内容についてはみえこどもの城指定管理者公益財団法人三重こどもわかもの育成財団理事長が定める。

附則 これは、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則 これは、平成 23 年 4 月 9 日から施行する。

附則 これは、平成 23 年 7 月 21 日から施行する。

附則 これは、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則 これは、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。